

平成16年(行ウ)第497号 公金支出差止(住民訴訟)請求事件

原告 深澤洋子外43名

被告 東京都知事外4名

証拠説明書(甲B87、88)

平成20年11月25日

東京地方裁判所民事第3部 御中

原告ら訴訟復代理人 弁護士 西 島 和

番号	文書名	作成日	作成者	立証趣旨	備考
甲B 87	準備書面 (15)	H19.9. 21	群馬県知 事ほか	八ッ場ダム建設事業に対する群馬県の公金支出の違法性が争われている前橋地方裁判所平成16年(行ウ)第43号事件において、被告群馬県知事らが八ッ場ダムの治水上の必要性に関し提出した準備書面15の内容	写し
甲B 88	八ッ場ダム 建設事業の 治水(公共)に 関する費用 便益比の計 算根拠を示 す資料	H17.9. 9	国土交通 省関東地 方整備局	八ッ場ダムの治水費用等に関して便益を受ける地区が、八斗島地点から銚子の河口まで下流部一帯であって、ダム建設地はダムの治水効果を受けることがないこと	写し

以上